

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の基準である厚生労働省令が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の概要

管理者について、介護医療院の管理に支障がない場合は、同一敷地内に限らず、他の職務に従事することを可能とする。

3 施行期日

令和6年4月1日